

普及事業競技会助成金の交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下本連盟という）が加盟団体に対して交付する普及事業競技会助成金について定める。

(普及事業競技会)

第2条 普及事業競技会とは、加盟団体が、アイスホッケー競技の普及と振興ならびに競技力向上を目的として、中学生以下を対象にブロック単位で開催する競技会をいう。

(普及事業競技会助成金)

第3条 普及事業競技会助成金とは、普及事業競技会に要する経費の助成として、本連盟が交付するものをいう。

(ブロックと対象大会の数)

第4条 ブロックとは、本連盟定款施行細則第5条に定めるものをいい、普及事業競技会助成金の対象となる大会の数は、各ブロックで次の通りとする。

北海道ブロック（3）、東北ブロック（1）、関東・東京ブロック（2）、北信越東海ブロック（1）、近畿ブロック（1）、中四国（1）九州ブロック（1）

(交付の対象外経費)

第5条 次の各号に掲げる経費は、普及事業競技会助成金の対象外とする。

- (1) 事業実施に伴う事前準備等の経費
- (2) 個人負担が相当な経費
- (3) 選手に対する賞品、記念品等の経費
- (4) 懇談会等の交際費的経費
- (5) 当連盟規定による謝金・日当を上回る金額
- (6) 事業終了後も継続使用可能な備品等の購入

(交付の金額)

第6条 助成金対象事業経費の3分の2以内とし、上限を20万円とする。

(交付の申請)

第7条 交付の申請は、競技会開催の90日前までに、次の各号に掲げる書類を本連盟の普及本部長に提出するものとする。

- (1) 助成金交付申請書
- (2) 収支予算書
- (3) 交付対象競技会開催要項

(交付の決定)

第8条 前条の規定により助成金の交付申請があったときは、普及本部長は、速やかに内容を審査のうえ交付の可否を決定し、助成金決定通知書により申請加盟団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成金の請求は、競技会開催の30日後までに、次の各号に掲げる書類を本連盟事務局に提出するものとする。

- (1) 助成金請求申請書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書類（複写したものでも可）
 - ・各種経費支払領収書
 - ・役員等謝金支払領収書（要自筆サイン）
- (4) 競技会開催要項
- (5) 競技会結果報告書
 - ・トーナメント表（対戦スコア記入のもの）
 - ・ゲームシート
- (6) 予算変更理由書

(助成金の取消)

第10条 本連盟の会長は、虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付決定及び助成金の交付を受けた者がいるときは、その決定を取消、または既に交付した助成金の全額若しくは一部の返還を命じることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、普及本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月31日に一部を改訂する。

<様式-1-①>

年 月 日

公益財団法人 日本アイスホッケー連盟
会長 殿

加盟団体名

会長名

印

年度 普及育成事業()大会 助成金交付申請書

1. 助成金交付申請額 円

2. 事業計画書

(1) 名称:

(2) 期日: 年 月 日～ 年 月 日 (日間)

(3) 実施会場:所在地

名称

(4) 宿泊場所:所在地

名称

(5) 参加チーム: チーム数

3. 収支予算書 (別紙)

※ 添付書類 開催要項

年度 普及育成事業()大会 収支予算書

収入の部

科 目	金 額	説 明
1. 助 成 金		公益財団法人 日本アイスホッケー連盟
2. 協 賛 金		
3. 参 加 料		@ × 名
4. 雑 収 入		
5. 負 担 金		
合 計		

支出の部

科 目	金 額	説 明
1. 会場諸費		
(1) 会 場 費		リンク使用料
(2) そ の 他		
2. 旅費・交通費		
(1) 競技役員		交通費、宿泊費
(2) レフェリー		交通費、宿泊費
3. 役 員 費		
(1) 競技役員		@ 円 × 人数 × 試合数
(2) レフェリー		@ 円 × 人数 × 試合数
3. 印 刷 費		ポスター プログラム @ × 部 、 その他
4. 雑役務費		弁当代、消耗品(事務用品)、通信費(切手、電話)、 その他
対象外経費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に伴う事前準備等の経費 ・個人負担が相当な経費 ・選手に対する賞品、記念品等の経費 ・懇談会等の交際費的経費 ・当連盟規定による謝金・日当を上回る金額 ・事業終了後も継続使用可能な備品等の購入
合 計		

<様式-2-①>

年 月 日

公益財団法人 日本アイスホッケー連盟
会長 殿

加盟団体名

会長名 印

年度 普及育成事業()大会 実施報告書

1. 事業の内容及び成果に関する報告

(1) 事業名

(2) 事業の成果

(3) 事業の内容

① 名称:

② 期日: 年 月 日～ 年 月 日 (日間)

③ 実施会場:所在地

名称

④ 宿泊場所:所在地

名称

⑤ 添付書類: 大会公式記録、大会プログラム

2. 事業の収支決算書に関する報告書 (別紙)

※ 決算書には、請求書・領収書(コピーは不可)を添付する。

年度 普及育成事業()大会 収支決算書

収入の部

科 目	金 額	説 明
1. 助 成 金		公益財団法人 日本アイスホッケー連盟
2. 協 賛 金		
3. 参 加 料		@ × 名
4. 雑 収 入		
5. 負 担 金		
合 計		

支出の部

科 目	金 額	説 明
1. 会場諸費		
(1) 会 場 費		リンク使用料
(2) そ の 他		
2. 旅費・交通費		
(1) 競技役員		交通費、宿泊費
(2) レフェリー		交通費、宿泊費
3. 役 員 費		
(1) 競技役員		@ 円 × 人数 × 試合数
(2) レフェリー		@ 円 × 人数 × 試合数
3. 印 刷 費		ポスター プログラム @ × 部 、 その他
4. 雑役務費		弁当代、消耗品(事務用品)、通信費(切手、電話)、 その他
対象外経費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に伴う事前準備等の経費 ・個人負担が相当な経費 ・選手に対する賞品、記念品等の経費 ・懇談会等の交際費的経費 ・当連盟規定による謝金・日当を上回る金額 ・事業終了後も継続使用可能な備品等の購入
合 計		